NEWS ニュース Q&A

介護保険制度見直し サービス絞り 自己負担増も

厚生労働相の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会が2015年度から実施する介護保険制度改革に関する意見書をとりまとめました。

Q なぜ見直しが必要なのかな。

A 介護保険制度は40歳以上の人が保険料を納め、介護が必要になったときに状態に応じて在宅や施設でサービスを受けられる仕組みです。00年に始まり、3年に1度、改正が行われています。

当初3・6兆円だった給付費は、13年度には9・4兆円と2・5倍以上の伸びとなっています。年金収入が中心で、負担感が強い65歳以上では、月額保険料も全国平均で2911円だったのが、現在は4972円にまで上昇しています。団塊の世代全員が75歳以上になる25年にはさらに増え、給付費は21兆円、保険料は8200円程度になると見込まれています。

8月に社会保障制度改革国民会議がとりまとめた報告書は給付の重点化と効率化が必要と指摘しました。介護保険部会では、この報告書に沿って議論されました。

Q 具体的にどう変わるの。

A 利用者は介護の必要度の軽い方から要支援1、2、要介護1~5の7段階に分けられます。

要支援者向けサービスのうち、掃除や食事作りなどを支援するホームヘルプサービスと、高齢者の通いの場であるデイサービスを介護保険本体から提供するのをやめ、市町村による運営に切り替える方向です。ただ、厚労省が市町村に代わる担い手として期待する地域のボランティアら人材の確保やサービスの質の担保が課題です。

Q 負担はどう。

A 制度創設以来、利用者負担は原則1割ですが、一定所得以上の人は2割負担を求められています。その基準について厚労省は単身で年金の年収が280万円以上、夫婦で359万円以上を軸に検討する見通しです。

単身の場合、40年間働いてもらえる平均的な厚生年金の受給額は年198万円、夫婦では277万円。介護保険部会の議論では、自己負担増となる所得層の基準を280万円以上からもっと上げるべきだという意見もあった一方、もっと低くして良いのではという意見も出されました。

Q ほかにも変わるの。

A 特別養護老人ホームの入所基準が厳しくなり、原則として要介護3以上の中重度者に限定します。ただ要介護1、2の人でも、認知症などで常に見守りや介護が必要な場合は特例的に特養への入所が認められます。

基準の厳格化は、09年の集計で42万人となっていた特養の入所待機者を減らし、施設サービスの対象者を絞り込むのが目的ですが、介護が必要な高齢者が自宅で生活を続けられるような体制整備や家族へのケアが急務です。

さらに特別養護老人ホームを利用する低所得者向けの補助の在り方を見直します。現在は、世帯の課税状況によって食費や居住費を給付していますが、所有する預貯金などの資産も勘案するよう改めます。単身で1千万円超、夫婦で2千万円超が基準となります。

Q 今後の流れは。
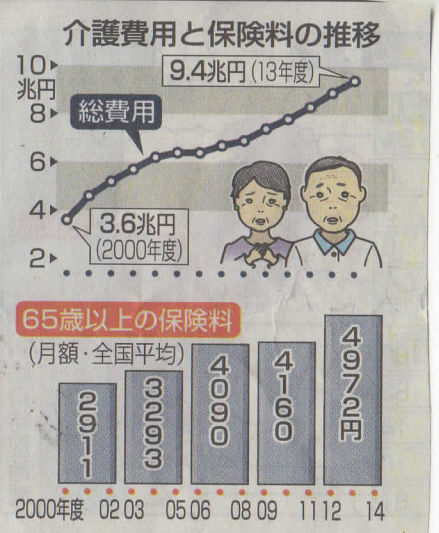
A 厚労省は来年の通常国会に介護保険法改正案を提出予定です。利用者負担増となる人の所得基準などは、政府が与党の意見を聞きながら決めていくことになりそうです。